

令和3年3月25日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

受発注者一体となって工事等における事故撲滅を目指します
～令和3年度「工事等事故防止重点対策項目」を決定～

近畿地方整備局では、管内の発注工事及び現場作業を伴う業務（以下、「工事等」という。）における事故の安全対策強化を図るため、「工事等事故防止重点対策項目」を策定し、工事等における事故防止に取り組んでいるところです。

令和3年度においても、近年の事故発生状況等を鑑み、下記のとおり定めることとしましたので、お知らせいたします。

◆令和3年度「工事等事故防止重点対策項目」◆

1. 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故（継続）
2. 架空線に対する事故（継続）
3. 高所作業箇所からの墜落事故（継続）
4. 重機による施設及び作業員等との接触事故（継続）
5. 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故（継続）

令和3年度においては、近年の事故発生状況や公衆への影響、死亡等の重大な労働災害に繋がる可能性を考慮し、上記5項目について、より一層の事故防止に努めてまいります。また、事故防止において重要となる、作業員等への安全教育や現場の安全点検、第三者への安全対策の徹底について、受注者に対し、呼びかけを強化してまいります。

なお、本件については、近畿地方整備局HPに掲載するとともに、今後、建設関係業団体や工事関係の安全講習会等を通じて、周知を図ってまいります。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術調査課

課長 むらた 村田 なおき 直磯 （内線3251）

課長補佐 すがぬま 菅沼 ゆきえ 幸江 （内線3252）

電話 06-6942-3826（直通）

令和3年度「工事等事故防止重点対策項目」と事故防止対策について

(令和3年3月 近畿地方整備局)

令和3年度は、下記の項目について、特に重点的な安全対策を講じ、工事等事故防止に万全を期することとします。各項目の事故防止にあたり、必要と考えられる対策について記載していますので、参考にしてください。

あわせて、工事等事故を防止するうえで重要となる、作業員等への安全教育や安全点検、第三者に対する安全対策の徹底についても適切に実施し、重大事故につながる危険要因の徹底的な排除に努めてください。

1. 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

「地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故」は、これまでも重点対策項目に定め、具体の事故防止について特記仕様書に明記するなど、事故防止に努めてきましたが、未だに多数発生している状況です。

地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故防止に必要な対策

①事前調査の実施

工事現場内の地下埋設物については、作業に先立ち、その有無について、図面等により照会を行い、必ず確認する。作業に支障となる地下埋設物の存在が予想される場合には、管理者に対し、必ず立会依頼を行う。

②試掘等の実施

作業に支障となる地下埋設物については、試掘等による目視確認を行う。現場状況により試掘が困難な場合は、他の確認方法について検討する。また、地下埋設物付近の掘削については人力作業とするなど、手順を具体的かつ明確にし、作業担当者への指導を徹底する。

③地下埋設物の明示と作業担当者への周知徹底

作業担当者等、工事関係者全員に地下埋設物の存在及び位置を周知徹底するため、現地にのぼり旗等で明示を行う。

④刃先監視員の配置

地下埋設物に近接する箇所で、重機による掘削作業を行う場合には、必要に応じて刃先監視員を配置する。

2. 架空線に対する事故

「架空線に対する事故」は、近年減少傾向にあるものの、継続して発生している状況です。

架空線に対する事故防止に必要な対策

①事前調査の実施

工事現場内及びその近傍にある架空線等の上空施設について、作業に先立ち、種類や必要離隔等を管理者に確認する。工事の資材置場や土砂仮置き場など工事現場から離れた場所や経路についても、支障となる上空施設がないか確認し、支障がある場合は上記と同様の対応をとる。

②架空線等の明示と作業担当者への周知徹底

架空線等の上空施設に注意が向くよう、赤旗等による明示を行い、作業担当者等、工事関係者全員への周知、徹底を行うとともに、必要に応じ、防護カバーや高さ制限装置の設置、誘導員の配置等の安全対策を行う。

③建設機械及び車両移動時の指導徹底

架空線等上空施設近傍での移動にあたっては、必ずアームやブーム、荷台を下げてから行うよう、指導を徹底する。

3. 高所作業箇所からの墜落事故

「高所作業箇所からの墜落事故」は、令和2年度においても発生しており、死亡等の重大な労働災害に繋がる可能性を考慮し、引き続き重点的な安全対策を講じる必要があります。

※高所作業箇所とは法面・足場等安衛法に規定する高さ2m以上の作業箇所をいう。

高所作業箇所からの墜落事故防止に必要な対策

①適切な作業手順の検討

現場条件を十分に考慮し、現場に見合った作業手順を作成、作業担当者等に周知徹底するとともに、手順に応じた墜落防止対策を講じる。現場条件の変化等が生じた場合には、都度、作業手順を見直す。

②墜落制止用器具等の着用徹底

作業箇所が高所等により、墜落の恐れがある場所では、作業担当者に対し、墜落制止用器具等の着用について、指導を徹底する。あわせて、適切な着用ができるよう、墜落防止設備を設置する。

③安全通路の設置

作業箇所が高所等により、墜落の恐れがある場所では、作業担当者が安全に使用することのできる通路を設置するとともに、安全通路であることを表示する。

4. 重機による施設及び作業員等との接触事故

「重機による施設及び作業員等との事故」は、令和2年度においても引き続き、多数発生しており、重篤な労働災害も発生している状況です。

重機による施設及び作業員等との接触事故防止に必要な対策

①適切な作業手順の検討

現場条件を十分に考慮し、現場に見合った作業手順を作成、作業担当者等に周知徹底するとともに、手順に応じた使用機械を選定する。現場条件の変化等が生じた場合には、都度、作業手順を見直す。

②立入禁止範囲の明示

重機作業を行う際には立入禁止範囲を定め、作業担当者等、工事関係者全員に周知する。あわせて、必要に応じ、誘導員を配置する。

③移動式クレーンの転倒防止

移動式クレーン作業計画書を定めるとともに、アウトリガーの張り出し等、適正な使用を徹底する。あわせて、吊り荷重量や定格荷重の超過について、確認体制を整え、転倒防止を徹底する。

5. 資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故

「資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故」は、令和2年度においても引き続き発生しており、重篤な労働災害も発生している状況です。

資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故防止に必要となる対策

①上下作業の回避

上下作業は、飛来落下の危険を生ずるおそれがあるため、極力避ける。やむを得ず上下作業を実施する場合は、事前打合せを十分に行い、留意点等を作業担当者確実に伝達するとともに、防護措置を講じること。

②立入禁止範囲の明示

作業内容に応じ、立入禁止範囲を定め、作業担当者等、工事関係者全員に周知する。あわせて、必要に応じ、誘導員を配置する。

③資材等の保管、仮置き、集積

資材等を保管、仮置き、集積する場合は、緊結、歯止め等の措置を講じるとともに、作業床端や開口部、法肩等の落下しやすい箇所では行わない。

④資材等の吊り作業(玉掛作業)

適切な機械の選定、有資格者の配置を徹底する。

⑤第三者に対する防護措置

現道又は民家等に近接している場所で工事を行う場合は、飛来落下や飛散防止措置を講じること。

その他、工事等事故防止に向けた留意事項

工事等事故の全般的な防止にあたっては、「作業員等への安全教育」や「安全点検」、「第三者に対する安全対策」の徹底も重要なポイントです。

下記内容については漏れなく実施し、実施状況や確認状況を書面で保管するようにしてください。

- ・作業手順や作業指示に関する打合せ
- ・作業当日のKYミーティング

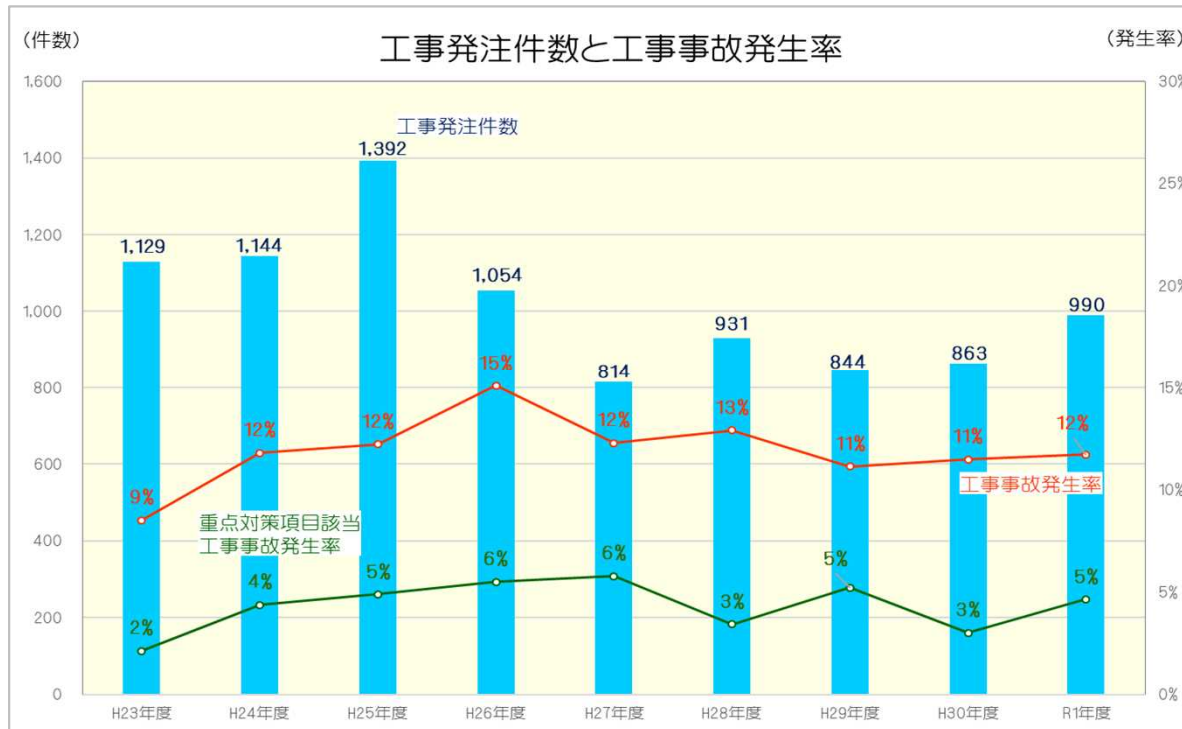
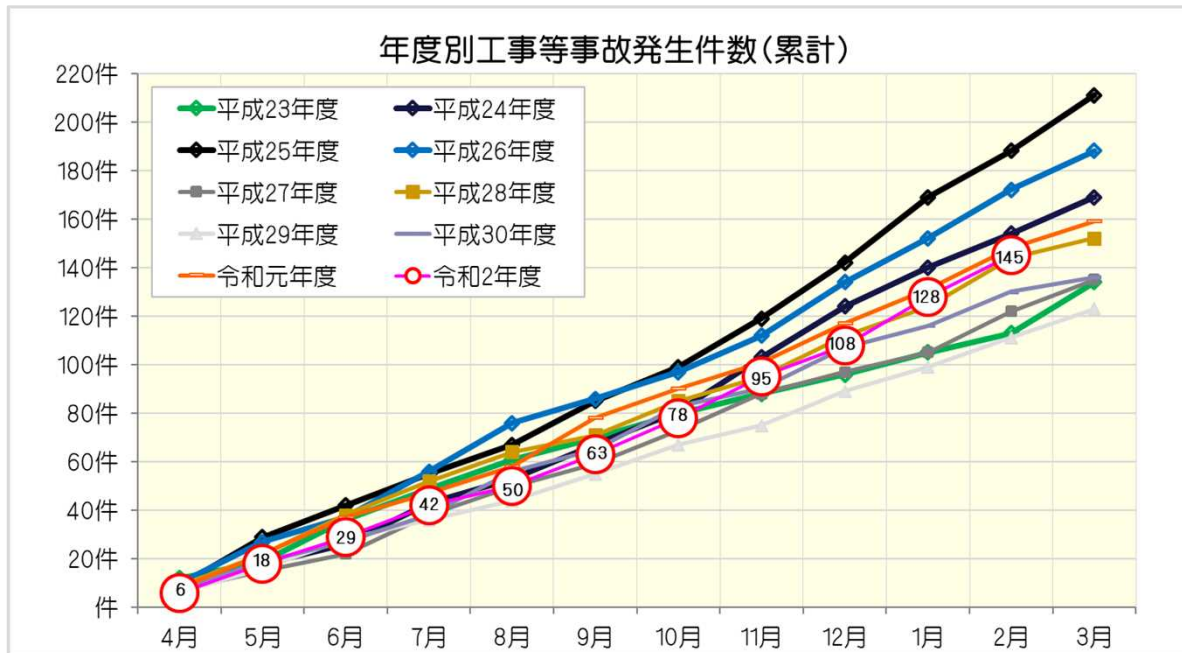
- ・新規入場者に対する安全教育
- ・担当作業員、担当オペレータの保有資格等確認
- ・施工計画書等に記載された安全点検、安全巡視等
- ・現道工事等における第三者に対する作業内容等の案内
- ・第三者に対する工事現場等への立入禁止措置

以上

令和3年度「工事等事故防止重点対策項目」 と事故防止対策について(参考資料)

近畿地方整備局
企画部 技術調査課

事故発生状況の推移(平成23年度～令和2年度)



● 過去10年間における工事等事故発生件数※1は、平成25年度をピークに減少傾向ではあるものの、令和元年度は過去5年間(H27～R1)での最多件数を記録。

● 令和2年度についても、2月末時点で令和元年度の同時期とほぼ同数である145件を記録。

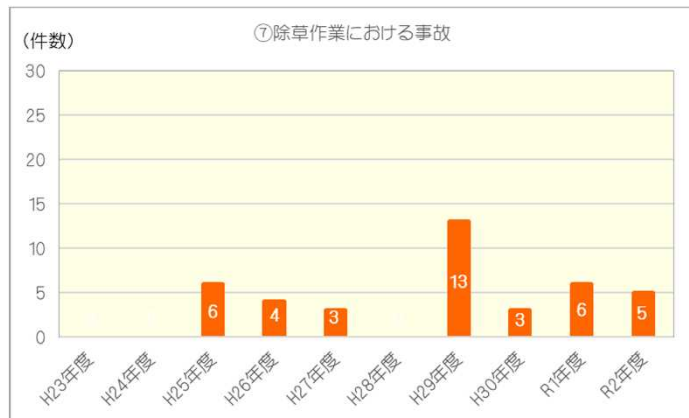
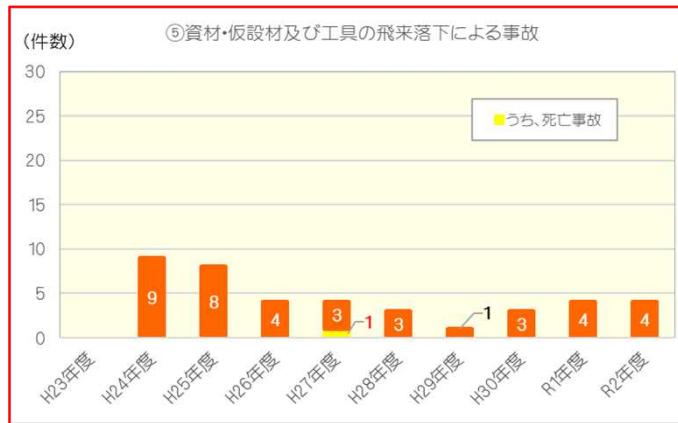
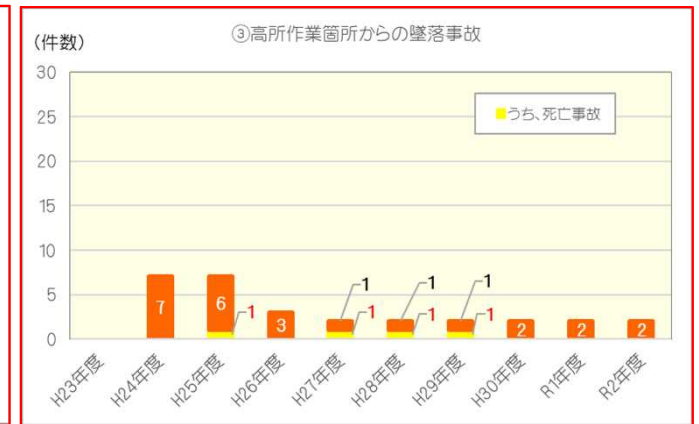
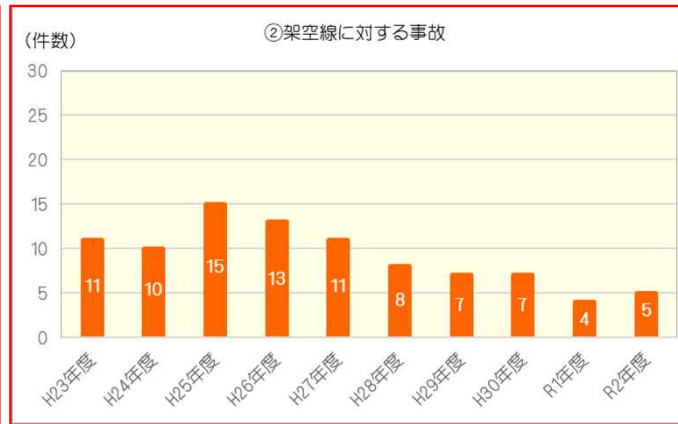
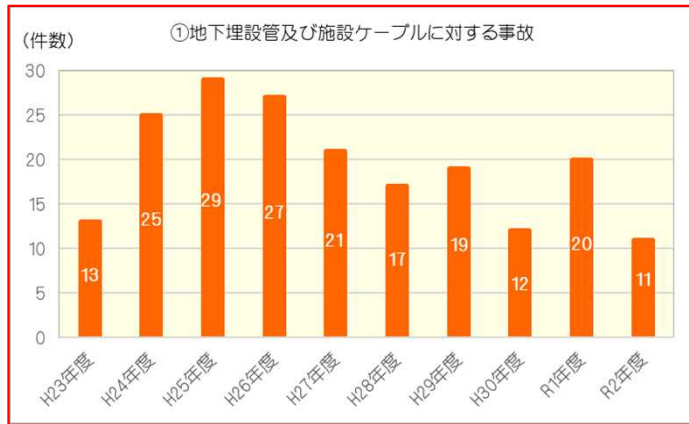
● 工事発注件数※2に対し、毎年10%程度の工事で何らかの事故が発生している状況。

● 工事発注件数に対し、重点対策項目に該当する事故の発生率は、5%前後で推移、工事事故発生率の概ね半数を占めていることから今後も継続的な事故防止を講じていく必要がある。

※1 工事等事故発生件数には、業務等で発生した事故を含む。
 ※2 工事発注件数には業務等の発注件数を含まない。
 ※3 事故発生率、重点項目事故発生率は、工事事故のみで集計し、算出している。
 ※4 事故発生件数にもらい事故は含んでいない。
 ※5 令和2年度は2月末時点暫定値である。

重点対策項目別の事故発生状況(平成23年度～令和2年度) 国土交通省

※令和2年度は2月末時点暫定値、各年度における発生件数は、『重点対策項目該当事故』としての集計である。

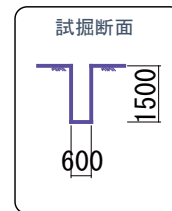
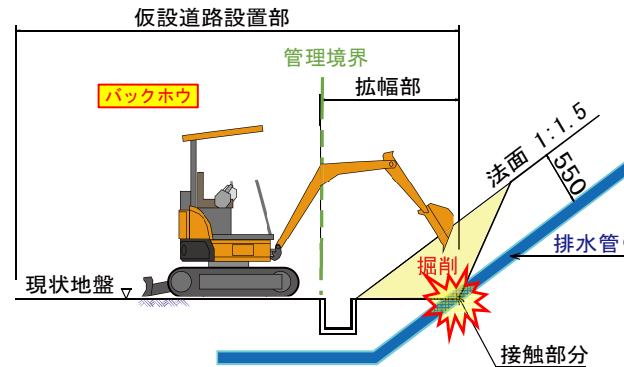
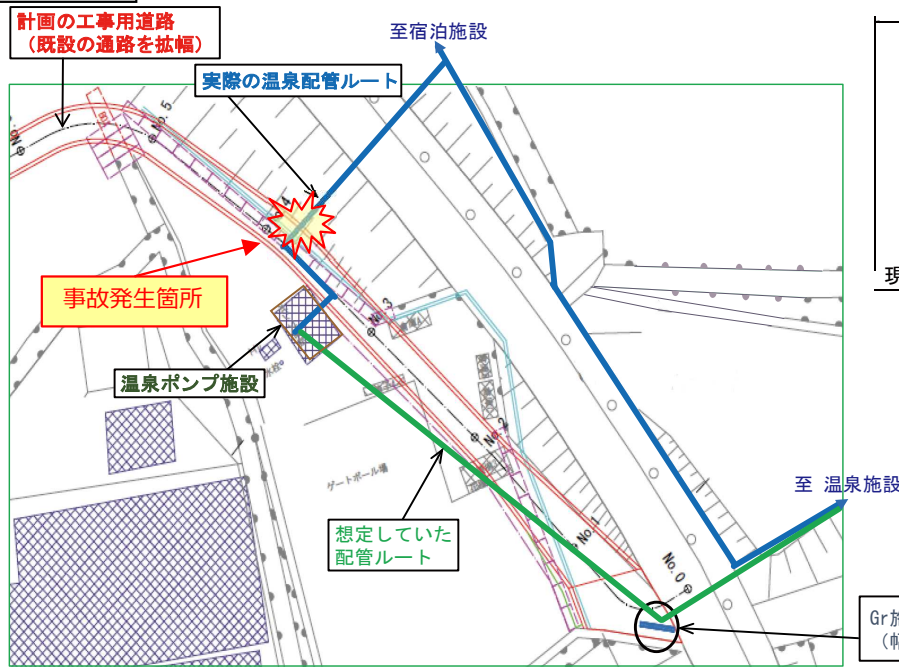


- 「①地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故」は重点対策項目の中でも**例年、多く発生する事故**である。
- 「②架空線に対する事故」は近年、減少傾向ではあるものの、公衆への影響や作業員の感電など、**重大事故となるリスクの高い事故**である。
- 「③高所作業箇所からの墜落事故」は近年、発生件数こそ少ないものの、他の事故に比べ、**死亡リスクの高い事故**であることが伺える。
- 「④資材・仮設材及び工具の飛来落下による事故」は近年、ほぼ横ばいの発生件数ではあるが、**過去に死亡事故が発生しており、引き続き重点的な対策が必要**。
- 「⑤重機の転倒・作業員等との接触事故」は**近年増加傾向**である。

⇒ 以上のことから、令和3年度は上記5項目を重点対策項目に定め、事故防止に取り組んでいきます。

事故種類	第三者損害	事故発生日	平成30年 9月15日 13時頃	天候	晴れ
事故概要	●バックホウ0.25m ³ 級にて迂回路の施工（掘削）を行っていたところ、温泉配管を損傷した。 【被害程度】温泉供給管（全層高耐食特殊積層管φ125）損傷 【影響】近隣温泉施設1件 2時間30分営業中止				

事故状況



Gr施工箇所は試掘をしていた
(幅600×深さ1500×延長5000)



主な事故発生要因

- 十分な試掘を行わず、掘削をした。

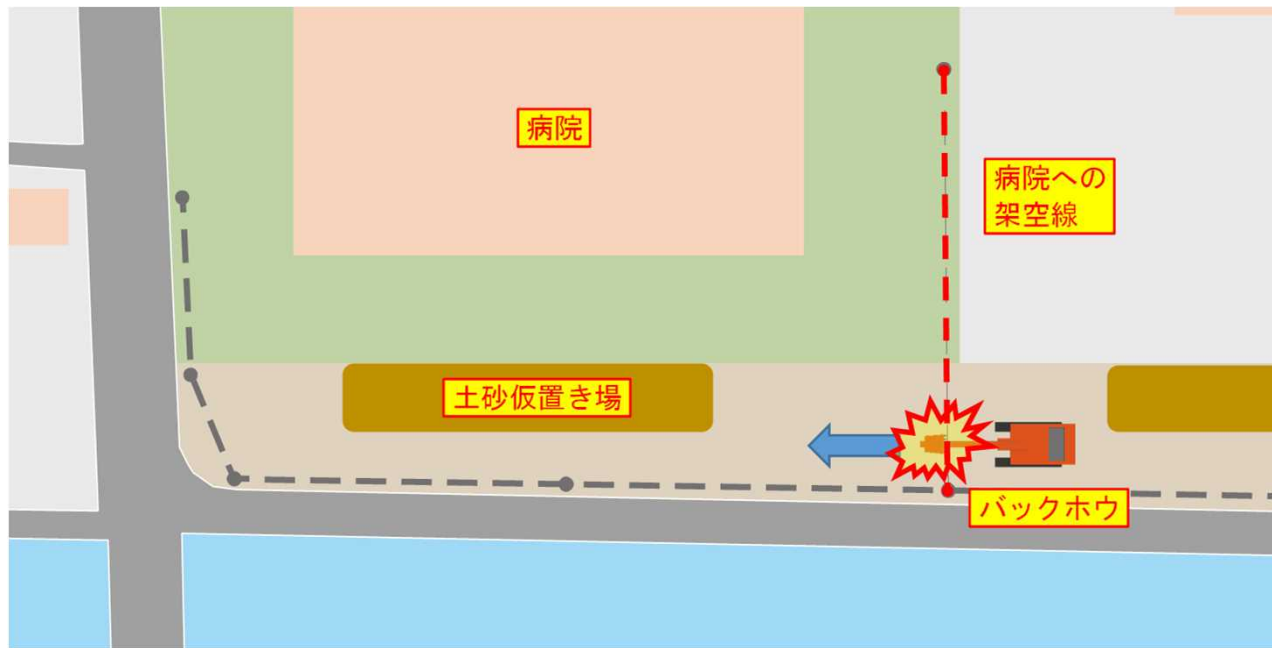
再発防止対策 (案)

- 図面などが無い場合は、周辺にある付属物（空気弁等）の有無も含め、**事前調査を十分に行う**とともに、管理者との**事前協議・立会を必ず行う**。
- 埋設ルートが違うこともあり得るため、試掘を行い、埋設管路を**目視にて確認**する。
- 工事関係者間での埋設管に関する**情報共有を徹底**する。

事件事例(②架空線に対する事故)

事故種類	第三者損害	事故発生日	令和2年12月25日 11時頃	天候	曇/雨
事故概要	●土砂仮置き場にてバックホウが移動中に、道路横断していた架空線を引っ掛けて切断した。 【被害程度】近隣病院専用のNTT通信線切断 【影響】近隣病院の電話回線が一時不通				

事故状況



主な事故発生要因

- 架空線管理者との事前協議をしていなかった。
- 架空線の明示や防護措置等の安全対策を取っていないかった。
- オペレーターが架空線の存在を忘れ、バックホウのアームを上げたまま走行した。

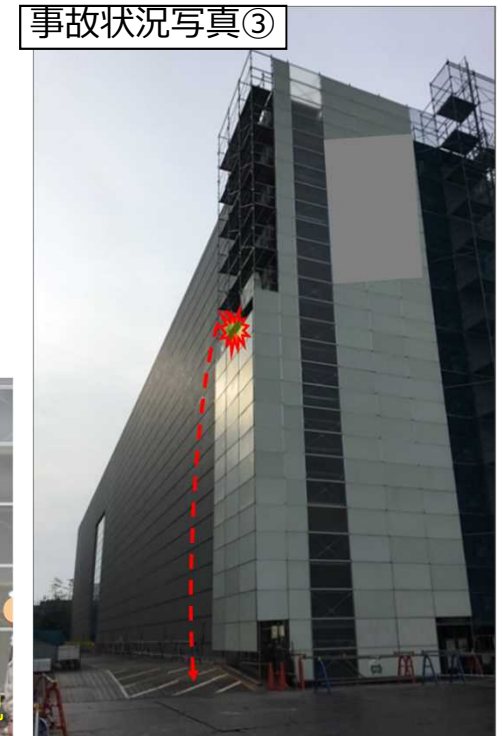
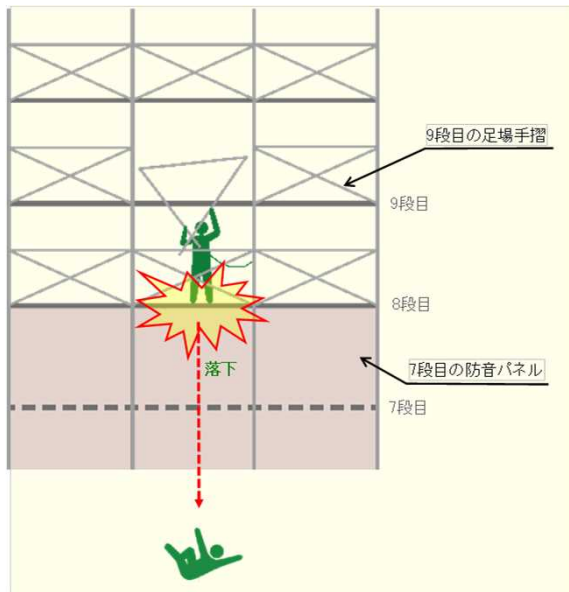
再発防止対策 (案)

- 管理者との事前協議の徹底する。
- 明示措置や防護対策等の安全対策、重機の安全使用に係る再教育を実施する。

事故事例(③高所作業箇所からの墜落事故)

事故種類	工事関係者	事故発生日	令和元年 7月 4日 16時頃	天候	晴れ
事故概要	<p>●足場（9段目）の防音パネル取外し作業後、パネルの荷下ろしのために一時的に外していた足場（9段目）の手摺を作業手順どおり下段の足場（8段目）から再設置しようとしていたところ、被災者が作業をしていた足場（8段目）の手摺が外れて、約12m下の構台上に墜落した。</p> <p>【被害程度】二次下請け男性 多発骨盤骨折、右橈骨頭脱臼骨折、右橈骨遠位端開放性粉碎骨折、右尺骨骨幹部開放骨折 他（全治約4ヶ月）</p>				

事故状況



主な事故発生要因

- 手摺り先行足場の手摺りを一時的に取り外した。

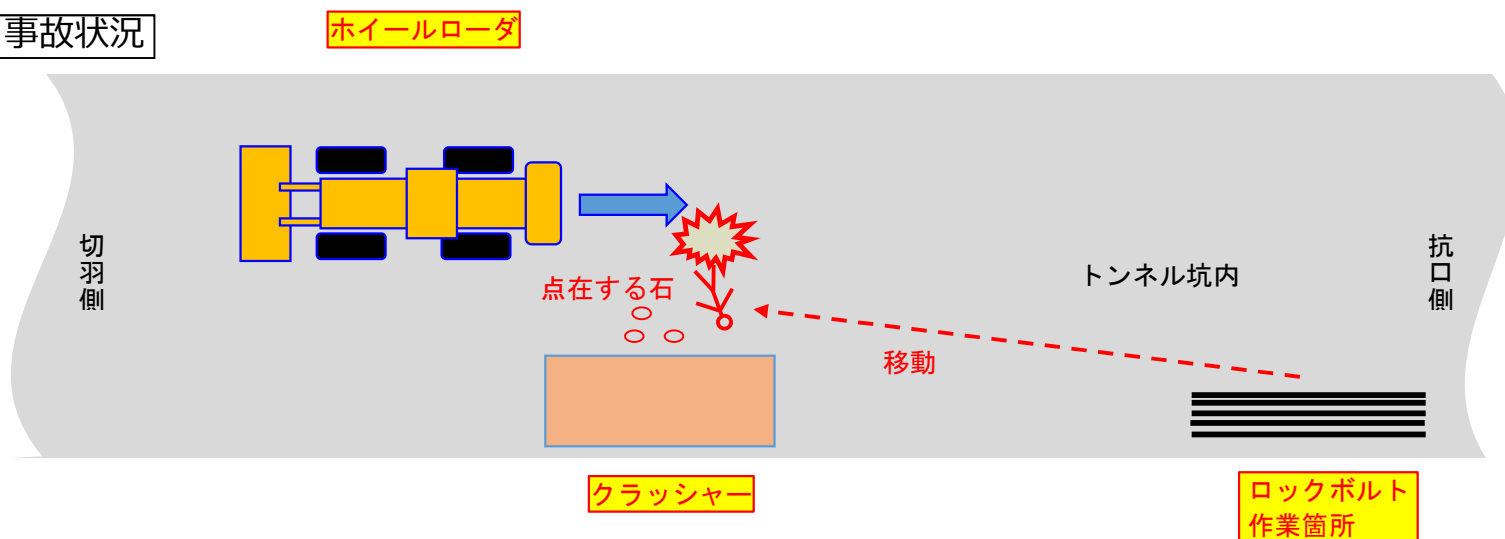
再発防止対策（案）

- 防音パネルの荷降ろし作業手順の見直し（先行手摺の取り外しはしない）
- 外部足場作業では建物側手摺に安全帯を固定して使用する。
- 外部足場点検の頻度をあげて、安全対策強化を図る。

事故事例(④重機による施設及び作業員等との接触事故)

事故種類	工事関係者	事故発生日	令和2年 6月29日 22時頃	天候	曇り
事故概要	●ロックボルトの準備作業が終わり、クラッシャー（ズリ破砕機）付近に落ちている石の除去をしていたところ、掘削ズリをクラッシャーに投入するためバックしてきたホイールローダ（5m3）の左後輪に大腿部を巻き込まれ、負傷した。 【被害程度】 1次下請男性 骨盤骨折				

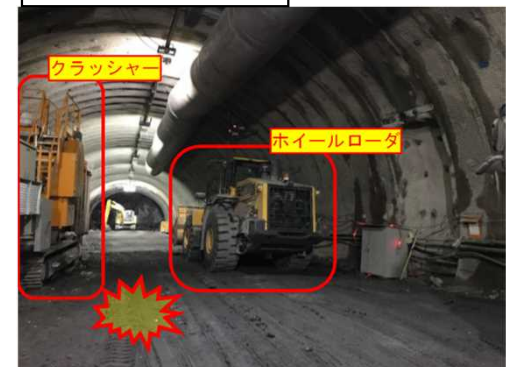
事故状況



事故状況写真①



事故状況写真②



主な事故発生要因

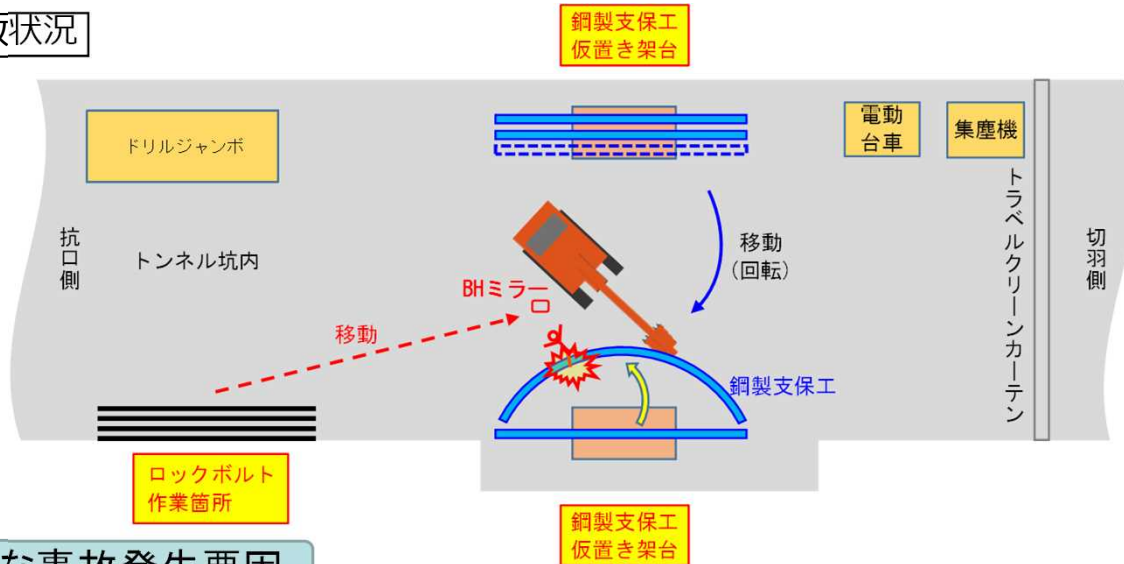
- 重機作業範囲内の立入禁止措置ができていなかった。

再発防止対策（案）

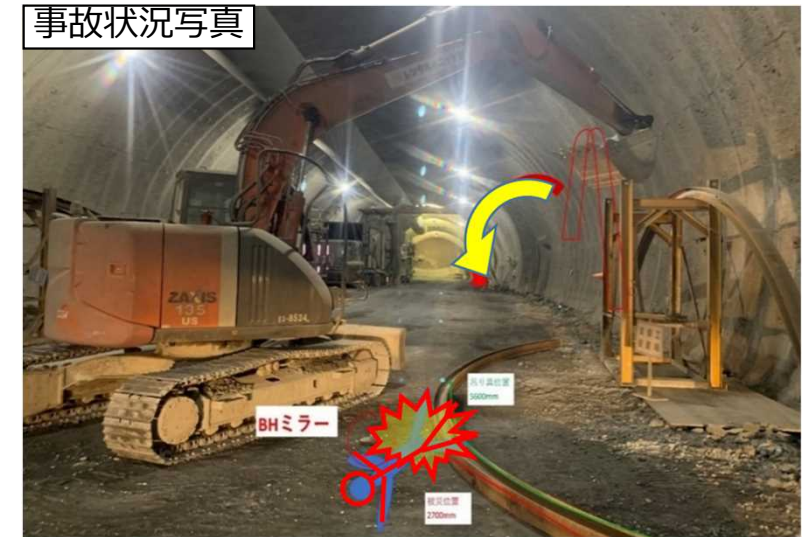
- カラーコーンの設置等による立入禁止区域の明示
- 重機後退時における誘導員の配置

事故種類	工事関係者	事故発生日	令和2年 5月18日 23時頃	天候	雨
事故概要	<p>●トンネル掘削において、段取り替えのため、鋼製支保工を支保工架台に立て掛ける際、バックホウバケットに支保工を引っかけて立て掛けようとしてバランスを崩し、重機側へ鋼製支保工が転倒した。</p> <p>●後方で別段取りを行っていた被災者が、重機と支保工架台間の落下物を咄嗟に拾おうとした際、転倒してきた鋼製支保工が被災者の左足に落下した。</p> <p>【被害程度】 1次下請け男性 左足脛骨及び腓骨の開放骨折、粉碎骨折（休業見込み90日）</p>				

事故状況



事故状況写真



主な事故発生要因

- バックホウを用途外使用した。
- 重機作業範囲内の立入禁止措置ができていなかった。

再発防止対策(案)

- 重機の適切な使用方法について、再教育。
- 重機作業範囲内の立入禁止措置を行うとともに、重機接近時の合図統一及び周知徹底。
- 現場巡視回数の頻度を増やし、監視体制強化。



令和3年度工事等事故防止重点対策項目と事故防止のポイント

① 地下埋設管及び敷設ケーブルに対する事故

- 事前調査、試掘等の実施
- 明示と作業担当者への周知徹底
- 刃先監視員の配置検討

② 架空線に対する事故

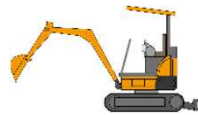
- 事前調査の実施
- 明示と作業担当者への周知徹底
- 建設機械及び車両移動時の指導徹底

③ 高所作業箇所からの墜落事故

- 適切な作業手順の検討
- 墜落制止用器具等の着用徹底
- 安全通路の設置

④ 重機による施設及び作業員等との接触事故

- 適切な作業手順の検討
- 立入禁止範囲の明示
- 移動式クレーンの転倒防止



⑤ 資材・仮設材及び工具の飛来落下事故

- 上下作業の回避
- 立入禁止範囲の明示
- 資材等の保管、仮置き、集積
- 資材等の吊り作業（玉掛作業）
- 第三者に対する防護措置



その他留意事項～漏れなく実施、書面で保管～

- 作業手順や作業指示に関する打合せ
- 作業当日のKYミーティング
- 新規入場者に対する安全教育
- 担当作業員等の保有資格確認
- 施工計画書等に記載された安全点検、巡視等
- 現道工事等における第三者への作業内容案内
- 第三者に対する工事現場等への立入禁止措置

ご活用
ください

工事等事故防止のための 安全教育資料

近畿地整HP「建設事故防止に向けて」

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/index.html>



ニュースレター「あんぜん」

https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/newsletter_anzen/index.html



事故事例集(平成30年度版)

<https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/jikoboushi/qgl8vl0000004scc-att/h30jikojirei.pdf>

